

個人再生手続の流れ

(手続選択) ~ 自己破産・任意整理との区分~

法テラスでの受任時の方針で個人再生は全体の5%程である。

今後は、グレーゾーンの撤廃により過払金がなくなり、個人再生等の法的整理の増加が見込まれる。

- ① 住宅を手元に残せる... 利息、損害金を含めた全額の返済が必要
継続収入があり、住宅ローン以外の債務が大枠に圧縮され、支払っている場合でなければ再生手続は困難。
- ② 資格制限上破産はできない

※ 清算価値との関係で返済総額が多くなる場合があるので要注意
(退職金は1/8、過払金等)

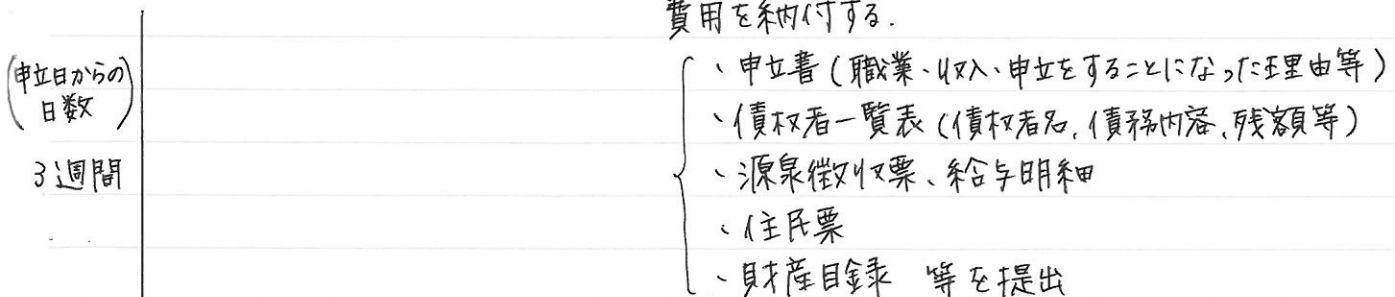
基本的に小規模個人再生手続

- ① 支払総額が少なくても
可処分所得要件がない
債権者の反対が危惧されていたが、現状はほとんど反対はない。
※一部、信用保証協会等が大口にいる場合は考えなければならない。
- ② 借入内容によって免責不許可事由とならない。
- ③ 再申立が可能 (給与所得者等再生手続は新破産法の関係により制限されている)

手続の流れ

申立、再生委員の選任

債務者の住所地等を管轄する地方裁判所へ申立書等の書類を提出し、費用を納入する。



手続開始に関する個人再生委員の意見書提出



※他詳細は次ページへ参照。

(弁済開始決定)

[開始決定の效力]

- 8週間
 - ・強制率執行中止效力
 - ・弁済禁止效力
 - (住宅ローン弁済は裁判所に弁済継続許可を得る)

債権届出期限

10週間
再生債務者の債権認否一覧表、報告書の提出期限
(民再法124条2項-125条1項に基づき)

10週間
一般異議申述期間の始期

13週間
一般異議申述期間の終期

16週間
評価申立期限

債権調査 (住宅ローン債権は除外)

18週間
再生計画案提出期限

[再生計画案の作成]

- 20週間
 - ・清算価値以上
 - ・債権総額の割合 (基本的には2割)
 - ・可処分所得の2年分 (給与所得者等再生のみ)
 - ・原則3年での分割返済 (特別事情あれば5年迄延長可)

20週間
書面決議又は意見聴取に関する個人再生委員の意見書提出

22週間
書面による決議に付する旨又は意見を聴く旨の決定

24週間
回答書提出期限

25週間
認可の可否に関する個人再生委員の意見書提出

再生計画の認可、不認可決定 [再生計画の決定の效力]

- ・権利変更效力
- ・事後的に発覚した債権の劣後化
- (再生計画として決定した弁済期間が終わった後に返済すれば良い)

(再生計画の遂行)

① 個人再生手続は、認可決定の確定により当然に終結（履行監督制度はない）

② 遂行できなくなった場合

・ 再生計画の変更制度 { 期間の延長（延べ2年まで）
 返済額額の減額は認められない

・ ハードシップ免責 …… 3/4を返済しており、特別な事情がある場合免責となる。

(住宅資金特別条項)

実際には30年を超えるローンを組んでいることが多いので、リスケジュールや巻戻を行う内容のものがほとんどなく、従来の返済を継続するケースが多い。

条文としては下記内容が原則形態となる

< 期限の利益の回復 >

遅れている分については返済期限内に支払う

遅れていない分については通常どおり支払っていく。

） → この場合難しい場合は
 リスケジュールする。



リスクしても難しい場合、

他債権支払中は元本の一部を猶予してもらい、他債権支払後、通常返済額より増額して支払う。